

団体定期保険
こども特約条項

アクサ生命保険株式会社

団体定期保険こども特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、この特約の被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

(加入資格)

第2条 この特約の被保険者となる者は、主契約の被保険者（配偶者を含む被保険団体の場合には、団体の所属員ならびに団体の所属員の役員および被用者である被保険者。以下同じ。）が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。）で、かつ、当会社の定める年齢範囲に該当し、かつ被保険者となることに同意した者であることを要します。

2. 前項に定める者のほか、次の各号に定める者は、保険契約者との協議により、前項に定める主契約の被保険者が扶養する子と同様に取り扱うことができるものとします。

- (1) 主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている子。この場合、この特約の被保険者を扶養する主契約の被保険者とは、この特約の被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者を指すものとします。

- (2) 主契約の被保険者と生計を一にする子。この場合、この特約の被保険者を扶養する主契約の被保険者とは、この特約の被保険者と生計を一にする主契約の被保険者を指すものとします。

(被保険者の中途加入)

第3条 保険契約者は、この特約の加入資格を有する者を被保険者として、この特約に中途加入させることができます。この場合、主約款の被保険者の中途加入に関する規定を準用します。

(告知義務)

第4条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結もしくは復活または被保険

者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第5条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向って解約されたものとみなします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第7条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(特約死亡保険金の支払)

第8条 当社は、この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡した場合に、その被保険者について定められた額の特約死亡保険金を所定の特約死亡保険金受取人に支払います。

2. この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 前2項の規定によって特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について特約高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. この特約の被保険者およびその被保険者を扶養する主契約の被保険者が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に死亡したものとみなして取り扱います。

(特約死亡保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または特約死亡保険金受取人は、この特約の被保険者の死亡を知った場合には、すみやかに当社に通知してください。

2. 特約死亡保険金受取人は、保険契約者を經由して、当社に次の書類を提出して特約

死亡保険金を請求してください。

- (1) 死亡保険金支払請求書
 - (2) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書
 - (3) この特約の被保険者の除籍の記載のある戸籍抄本
 - (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
3. 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約高度障害保険金の支払)

- 第10条 当会社は、この特約の被保険者がその被保険者についてのこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後の傷害または疾病によって、この特約の保険期間中に、別表に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかになった場合に、その被保険者について定められた特約死亡保険金額と同額の特約高度障害保険金をその被保険者（特約死亡保険金受取人が保険契約者の場合には、保険契約者）に支払います。この場合、その被保険者についてのこの特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
2. 前項の規定により特約高度障害保険金が支払われた場合には、この特約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になった時に消滅したものとして取り扱います。
 3. この特約の被保険者およびその被保険者を扶養する主契約の被保険者が高度障害状態になり、かつ、その高度障害状態になった時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に高度障害状態になったものとみなして取り扱います。

(特約高度障害保険金の請求手続)

- 第11条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、この特約の被保険者が高度障害状態になったことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。
2. 特約高度障害保険金の受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して特約高度障害保険金を請求してください。
 - (1) 高度障害保険金支払請求書
 - (2) 当会社所定の様式による医師の診断書
 - (3) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書
 - (4) この特約の被保険者の戸籍抄本
 3. 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約保険金の支払の時期および場所)

第12条 特約保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、特約保険金を支払います。

(特約死亡保険金を支払わない場合)

第14条 この特約の被保険者が次の各号のいずれかによって特約死亡保険金の支払事由に該当した場合には、当社は、特約死亡保険金を支払いません。

- (1) その被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入に際してのこの特約の責任開始の日から起算して1年を超えて継続してこの特約の被保険者であった場合には、特約死亡保険金を支払います。
- (2) 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、その特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の特約死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約高度障害保険金を支払わない場合)

第15条 この特約の被保険者が次の各号のいずれかによって特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合には、当社は、特約高度障害保険金を支払いません。

- (1) その被保険者の故意
- (2) 特約高度障害保険金の受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱。この場合には、前条第3号のただし書を準用します。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(告知義務違反による解除)

第17条 この特約の告知義務違反による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第18条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(払戻金)

第19条 この特約が解約された場合には、払戻金はありません。ただし、この特約の保険料の未経過分を払い戻す場合には、主約款の払戻金に関する規定を準用します。

(特約の消滅)

第20条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅した主契約の被保険者が扶養するこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(詐欺による取消し)

第21条 この特約の詐欺による取消しについては、主約款の詐欺による取消しに関する規定を準用します。

(不法取得目的による無効)

第22条 この特約の不法取得目的による無効については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

(被保険者の脱退)

第23条 保険契約者は、任意にこの特約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約の被保険者は、それぞれに定める日にこの特約から脱退するものとします。この場合、保険契約者は、直ちに当社に通知することを要します。

(1) この特約の被保険者が更新日においてこの特約の加入資格を欠いている場合
その更新日の前日

(2) この特約の被保険者を扶養する主契約の被保険者が主約款の被保険者の脱退に関する規定により脱退した場合
その脱退した日

3. 第1項および第2項第2号の規定によってこの特約の被保険者が脱退した場合には、当社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（次の払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの特約上の責任を負います。

(特約死亡保険金額の増減)

第24条 保険契約者は、特約死亡保険金額を変更することができます。この場合、主約款の死亡保険金額の増額または減額に関する規定を準用します。

2. 主契約の死亡保険金額が減額された場合で、主契約の被保険者およびその被保険者が扶養するこの特約の被保険者について、その特約死亡保険金額が主契約の被保険者の死亡保険金額をこえることとなるときは、その特約保険金額も同時に主契約の死亡保険金額以下に減額することを要します。

(特約死亡保険金受取人およびその変更)

第25条 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、主契約の被保険者が指定した者をこの特約の死亡保険金受取人とすることを要します。ただし、当会社の定める範囲内で、この特約の被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。

2. 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により特約死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当会社の定めるところにより当会社に対する書面によって通知してください。
3. 当会社が保険契約者から前項の通知を受け取る前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
4. 遺言による特約死亡保険金受取人の変更はできません。

(主契約の被保険者による特約死亡保険金受取人の指定がない場合)

第26条 前条第1項に定める主契約の被保険者による特約死亡保険金受取人の指定がされていないとき（前条第1項ただし書の場合を除きます。）、または特約死亡保険金の支払事由の発生以前に特約死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、この特約の被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って特約死亡保険金受取人とします。

2. 前項の場合、同順位の者が2人以上あるときは、特約死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

(特約保険金の受取人の代表者)

第27条 この特約の同一の被保険者についての特約保険金の受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合は、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当会社が前項の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。

(特約の更新)

第28条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(個人保険への加入)

第29条 2年を超えて継続してこの特約の被保険者であった者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、被保険者選択を受けることなく個人保険に加入することができます。この場合、主約款の個人保険への加入に関する規定を準用します。

- (1) その被保険者が第23条(被保険者の脱退)の規定によってこの特約から脱退した場合
- (2) その被保険者を扶養する主契約の被保険者が主約款の個人保険への加入に関する規定に定める要件に該当した場合
- (3) その被保険者を扶養する主契約の被保険者が主契約の死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由に該当した場合(ただし、主約款の高度障害保険金を支払わない場合に関する規定により高度障害保険金が支払われない場合を除きます。)

(主約款の規定の準用)

第30条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

<別 表>

特約高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

